

国民年金に係る年金記録の確認申立てにおける 年金事務所段階での記録回復の具体的取扱い（案）

今般の「国民年金に係る年金記録の確認申立てにおける年金事務所段階での記録回復について」（平成23年〇月〇日付け年発第〇〇号 厚生労働省年金局事業企画課長及び事業管理課長通知）に基づく年金事務所段階での記録回復の具体的な取扱いは下記によることとします。

記

1 記録回復の可否の確認

年金事務所において、国民年金の年金記録に係る確認申立て（以下「事案」という。）を受け付けた場合は、年金事務所段階での記録回復の要件に該当し、記録回復が可能であるかの確認を行うこと。

この確認は、申立内容や添付資料等を基に「年金事務所段階における記録回復の可否確認票（国民年金）」（別添〇）（以下「可否確認票」という。）を作成した上で行うものであるが、すべての事案が記録回復の要件に該当するものではないため、可否確認票の作成については、「可否確認票の作成要否を判断するためのフローチャート」（別添〇）を活用して判断すること。

（1）確認事項（積極的要件）

年金事務所段階での記録回復の対象となる事案は、それぞれ以下の①から③の要件に該当することが必要である。

① 預り証のある申立て

未納、未加入期間に関する保険料納付の申立てであって、申立人が申立期間のすべてについて、以下のアからエのすべての要件を満たす預り証（納付組織の代表者等が発行した保険料を領収した仮領収書など）を所持していること。

ア 納付組織の代表者等の受領印が押印されていること。

イ 申立人の氏名がフルネームで記載されていること。

ウ 金額が記載されている場合は、申立期間に納付すべき制度上の国民年金保険料額と一致していること。

エ 預り証の記載内容と申立内容に矛盾がないこと。具体的には、

（ア）預り証に事務的に手が加えられていない等、申立期間の当時に作成され、使用していたものと認められること。

（イ）預り証に係る納付組織が存在し、申立期間において国民年金保険料の収納を行っていたと認められること。

② 国民年金手帳記号番号（以下「手番」という。）払出日において過年度納付可能な期間に係る保険料納付の申立て

未納期間に対する保険料納付の申立てであって、次のすべての要件に該当するもの。（ただし、既存の記録回復の要件に該当するものは除く。）

- ア 申立期間が1つであること。
- イ 申立期間以外の国民年金加入期間のすべてについて未納がないこと。
- ウ 申立期間が手番払出日前の期間であり、かつ当該払出日において、申立期間のすべてについて過年度納付することが可能であったこと。
- エ 手番払出日において過年度納付ができる期間のうち、一部の期間については、国民年金保険料が納付済と記録されていること。

③ 申立期間に同居していた親族に係る保険料が納付済である申立て

現年度・過年度納付を問わず、未納期間に対する保険料納付の申立てであって、次のすべての要件に該当するもの。（ただし、既存の記録回復の要件及び上記②に該当する事案を除く。）

- ア 申立期間が2つ以内であること。
- イ 申立期間の合計が2年以内であること。
- ウ 申立期間のすべてについて、同居の親族（2親等以内の者に限る、以下同じ。）全員の国民年金保険料が納付済と記録されていること。
- エ 申立期間以外の納付済みと記録されている期間のうち、納付日が確認できる期間の中に、その納付日が、申立期間が納付済みとなっている同居の親族と同一日になっているものがあること。

(2) 確認事項（消極的要件）

上記（1）の要件に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合については、年金事務所段階での記録回復の対象外とする。

① 上記（1）①から③に共通するもの

- ア 平成9年1月以降の期間に係る保険料納付についての申立ての場合。
- イ 既に総務大臣からの記録訂正が不要である旨の決定が行われている事案（非あつせん事案、一部あつせん事案を含む。）についての再申立てである場合。
- ウ 申立期間の納付について、後日資格喪失その他の原因により還付されたことが確認できる場合。
- エ 制度及び記録等により、納付を行うことが困難な状況にあったと確認される申立ての場合。具体的には、
 - (ア) オンラインの被保険者原簿、被保険者台帳又は被保険者名簿その他の記録において、申立人が納付したと主張する時期において、申立期間の全部又は一部が未加入期間として管理されていたことが確認できる場合。（上記（1）①に該当する場合を除く。）

- (イ) 申立人が納付したと主張する時期（上記（１）①の場合であって、預り証に領収日の記載がある場合はその日）において、申立期間の一部又は全部は時効により納付することができない場合。
- (ウ) 任意加入被保険者期間の申立ての場合であって、申立人が納付したと主張する申立期間が、手帳記号番号払出簿による手番払出し日の前の期間である場合。
- (エ) 申立人が市区町村で納付したと主張する時期が、当該市区町村に転入届が提出されるよりも前の時期である場合。
- (オ) その他納付することが困難な状況にあったと確認される場合。

例えば以下の場合が考えられる。

- a 上記（ア）～（エ）以外のものであって、申立期間について納付書が発行されていないと考えられるもの。（上記（１）①に該当する場合を除く。）
- b 納付したと主張する時期において免除の記録があるもの。
- c 当時の運用上、納付できない方法や納付できない場所で納付したと主張するもの。（口座振替制度開始前に口座振替で納付したと主張するもの等。）
- d 過年度の国民年金保険料を市町村に納付したと主張するもの。（上記（１）①に該当する場合を除く。）
- e 過年度の国民年金保険料を納付書によらない方法で納付したと申し立てているもの。（上記（１）①に該当する場合を除く。）
- f 20歳到達前の期間や昭和61年3月以前に日本国外に居住していたなど、制度上国民年金の被保険者となり得ない期間に係る保険料の納付を申し立てているもの。

② 上記（１）②、③に関するもの

ア 特例納付に係る申立ての場合。

イ 申立ての内容が記録や関連資料により確認できる状況と矛盾している場合。

例えば以下の場合が考えられる。

(ア) 申立期間の保険料につき、配偶者又は同居の親族のいずれかの者の保険料と併せて納付したと主張している場合であって、申立人が納付を行ったとされる者の年金記録においても、当該期間については全部又は一部が保険料納付済期間以外の期間として記録されているもの。

(イ) 現年度において申立人は3か月に1度定期的に納付していたと申し立てているが、年金記録において確認できる納付状況は、前納や過年度納付など不規則な納付であったことが記録されているもの。

ウ 申立人自身(上記（１）③の場合は、申立人自身又は生存している同居の親族)が申立期間の納付を行っていない場合。

エ 申立期間を納付したことについて、納付時期や納付場所を全く憶えていないなど具体性に欠ける申立てを行っている場合。

オ 申立人より、申立期間に対応する

(ア) 確定申告書（控）

(イ) 家計簿

(ウ) 口座振替記録がある預貯金通帳や金融機関の出金記録

(エ) 預り証

のいずれかの資料の提出があったが、年金事務所段階での記録回復の要件を満たさず、年金事務所段階で記録回復ができなかった場合

(3) 再申立ての確認

確認申立書を受け付けた年金事務所（以下「受付年金事務所」という。）は、当該事務所において管理する第三者委員会確認申立書受付管理簿（以下「受付簿」という。）により、申立人に係る確認申立書の過去の受付状況及び第三者委員会における判断結果を確認すること。

なお、申立人が、過去に同内容の申立てを行っている旨を回答しているにも関わらず、受付簿に記録がない場合においては、申立人から過去に申立てを行った年金事務所名を聴取した上で、該当する年金事務所に受付状況及び第三者委員会における審議結果を確認すること。

(4) 本部への照会

年金事務所において記録回復の可否の判断について疑義が生じた場合は、事務センター（記録審査G）を経由して、本部事業管理部門（国民年金部）へ照会すること。

2 第三者委員会への送付

上記1の確認等により、年金事務所段階での記録回復が不可と判断された事案については、第三者委員会へ送付することとし、送付に当たっては、申立人から提出のあった書類等及び年金事務所において収集した書類等がある場合には、確認申立書に当該書類等を添付するとともに、作成した可否確認票を添付すること。

3 記録回復後の取扱い

(1) 申立人への通知

年金事務所は、記録回復を行った場合は、申立人に記録回復の結果を様式14-2に被保険者記録回答票等記録回復結果の分かるオンライン画面のハードコピーを添付して通知すること。

また、受付年金事務所と、記録回復を行う年金事務所が異なる場合は、受付年金事務所から記録回復を行う年金事務所へ記録回復依頼を行うこととし、記録回復を行う年金事務所は記録回復が終了した場合は、速やかに受付年金事務所へその旨を報告し、受付年金事務所から申立人へ通知すること。

(2) 申立ての取下げ

上記1の確認により年金事務所段階での記録回復の対象事案と判断され、記録回復を行った事案に係る確認申立書については、申立人に記録回復の結果を通知した日をもって取り下げられたものとして取り扱うこと（この場合、申立人からの取下書の提出は不要とする。）。

(3) 記録訂正事跡確認システムへの入力

上記1の確認により年金事務所段階での記録回復の対象事案と判断され、記録回復を行った事案については、記録訂正事跡確認システムへの入力を行うこと。

入力に当たっては、平成22年4月12日付け【厚年指 2010-128】※等の指示依頼文書を参照すること。

4 報告

事務センターは、管内の年金事務所において、上記1により対象事案と判断し記録回復を行った場合は、事務処理マニュアルの「8. 確認申立件数等の報告」により、毎週月曜日から金曜日までに年金事務所での記録回復を行った事案に係る件数を取りまとめ、本部事業管理部門あてメールで送付すること。

なお、事務処理マニュアルで提示した「「年金記録に係る確認申立書」受付・送付・取下件数週次報告書」（様式15）（別添〇）及び「「年金記録に係る確認申立書」受付・送付・取下件数月次報告書」（様式25）（別添〇）については、別添のとおり改訂することとし、様式15は平成23年〇月第1週分から、様式25は平成23年〇月分から使用すること。

5 その他

(1) 既に第三者委員会に送付している事案であって、当該第三者委員会から年金事務所段階での記録回復の対象となり得るものとして返送された事案については、同様に扱うこと。

また、既に第三者委員会に送付している事案であって、受付事務所において年金事務所段階での記録回復が可能と判断したものについては、その旨を当該第三者委員会へ連絡し、確認申立書の返送を依頼した上で同様に扱うこと。

(2) 年金事務所段階で記録回復を行った事案については、確認申立書及び関係書類をその他の確認申立書とは別に保管すること。

(3) 今般の年金事務所段階での記録回復の要件追加に伴い、既存の記録回復の要件に係る可否確認票を一部見直したので、平成23年〇月〇日以降は別添〇～〇の可否確認票を使用すること。（様式の見直しは、要件の区分及び確認事項を明確化することによるものであり、実質的な内容の変更はありません。）